○総務省告示第　　号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、令和八年総務省告示第四十三号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から施行する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）
5755MHz から 5795MHz まで	全国（注３）	令和10年３月31日まで	１W以下
	横須賀リサーチパーク（神奈川県横須賀市光の丘）及びその上空	令和10年３月31日まで	25mW以下
5795MHz から 5815MHz まで	全国（注３）	令和10年３月31日まで	25mW以下

［注略］

地域番号	地域	経緯度
［略］		
関-1	削除	
［略］		
関-6	削除	
［略］		
海-12	三重県度会郡南伊勢町	
海-13	設楽ダム社会実験エリア（愛知県北設楽郡設楽町）	東経 137 度 32 分 00 秒北緯 35 度 08 分 00 秒 東経 137 度 35 分 00 秒北緯 35 度 08 分 00 秒 東経 137 度 35 分 00 秒北緯 35 度 05 分 00 秒 東経 137 度 32 分 00 秒北緯 35 度 05 分 00 秒 東経 137 度 32 分 00 秒北緯 35 度 08 分 00 秒
近-1	削除	
近-2	削除	
［略］		
九-1	削除	
［略］		
九-52	鹿児島県大島郡与論島	

改正前

周波数の範囲（注１）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注２）
［同左］	［同左］	令和９年３月31日まで	［同左］
	［同左］	令和９年３月31日まで	［同左］
［同左］	［同左］	令和９年３月31日まで	［同左］

［注同左］

地域番号	地域	経緯度
［同左］		
関-1	リバーフィールド古河芝生の丘（茨城県古河市）	東経 139 度 41 分 42.00 秒北緯 36 度 11 分 24.00 秒 東経 139 度 41 分 39.00 秒北緯 36 度 11 分 16.00 秒 東経 139 度 41 分 44.00 秒北緯 36 度 11 分 15.00 秒 東経 139 度 41 分 43.00 秒北緯 36 度 11 分 25.00 秒 東経 139 度 41 分 42.00 秒北緯 36 度 11 分 24.00 秒
［同左］		
関-6	茨城県結城郡八千代町	
［同左］		
海-12	三重県度会郡南伊勢町	
近-1	京都府京都市北区	
近-2	京都府京都市上京区	
［同左］		
九-1	福岡ドローンパーク（福岡県福岡市西区田尻東四丁目 2674 番地）	
［同左］		
九-52	鹿児島県大島郡与論島	

九-53	スカイロン・ミツセ・エアフィールド（佐賀県佐賀市）	東経 130 度 15 分 37.35 秒北緯 33 度 25 分 30.93 秒 東経 130 度 15 分 38.21 秒北緯 33 度 25 分 30.61 秒 東経 130 度 15 分 38.44 秒北緯 33 度 25 分 29.92 秒 東経 130 度 15 分 37.14 秒北緯 33 度 25 分 27.89 秒 東経 130 度 15 分 36.41 秒北緯 33 度 25 分 28.25 秒 東経 130 度 15 分 37.35 秒北緯 33 度 25 分 30.93 秒			
［略］			［同左］		

備考　表中［　］の記載は注記である。